### 弁護士会の

東京三弁護士会多摩支部 🔾 検索

# 沙大信

2021/10

日頃より、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただき、誠に ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大の問題は、いまだ収束する気配がありません。各 法律相談センターでは、アクリル板の設置や換気、除菌消毒をはじめとする感染 予防対策を講じ、相談者の皆様に少しでも安心してご相談をお受けいただけるよ う環境作りに努めています。また、長引くコロナ禍のもと、企業や市民の生活に も多大な影響が生じており、お受けするご相談内容も切実なものが少なくあり ません。ご相談を担当する弁護士においても多種多様なご相談に対応出来るよう 日々研鑽を積むと同時に、法律相談センターとしても労働相談や生活保護相談を はじめとする各種専門相談の体制を整えておりますので、ご活用いただけたらと 思います。

たままないました。 多摩地域にお住まいの皆様のお力になれるよう引き続き務めて参りますので、 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

れいか なんをとうぎょうきんべん こしがいた まちく ほうりつそうだん うったれい いんかい 合和3年度東京三弁護十会多摩地区法律相談センター運営委員会

委員長 渡邊 降

### 発行所 東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

## **障害者差別解消法の改正について**

 べんごし
 はたの
 ひろき

 弁護士
 **幡野** 博基

### 1 障害者差別解消法について

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)の改造法が、令和3年6月4日に公布されました。施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

障害者差別解消法は、障害者基本法4条の「差別の禁止」を具体化するために制定された法律で、(1)差別を解消するための措置、(2)差別を解消するための支援措置を定めています。

### 2 改正前障害者差別解消法にお ける「差別を解消するための 措置」の内容

差別を解消するための措置として、障害者差別解消法は「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮を提供しないこと」の2種類の差別を禁止しています。「不当な差別的取扱い」とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する文は提供に当たって場所・特問帯などを制限する、障害者でない者に対

### 障害者手帳

しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいいます。内閣府のホームページで公表されている合理的配慮等具体例データ集(合理的配慮サーチ)では、「不当な差別的取扱い」の例として、以下のようなものがあげられています。

- ・障害を理由に、窓口での対応を拒んだり、
   順序を後回しにしたりする。
- ・障害を理由に、資料やパンフレットなど の提供、説明会やシンポジウムなどへの 出席を拒む。
- ・障害を理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件を付けたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりする。
- ・本人を無視して介助者だけに話しかける。
- ・ 合理的配慮の提供を受けたことを理由に、試験などにおいて評価対象から除外

したり評価に差をつけたりする。

また、「合理的配慮」は、障害のある人が対面している困難を取り除くため、それぞれの障害特性等に応じて個別の調整や変更を実施することであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。合理的配慮サーチでは、合理的配慮の提供の例として、以下のようなものがあげられています。

- ・ 草いす利用者のために設善に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を
- ・ 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。



・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う。

障害者差別解消法では、「不当な差別的 数扱い」について、行政機関等及び事業者 に対して禁止しています。また、改正前の 障害者差別解消法は、「合理的配慮の提供」 について、行政機関等に対しては法的義務を 課していますが、事業者に対しては努力義務 を課すにとどまっていました。

### 3 改正前障害者差別解消法に おける「差別を解消するための 支援措置」の内容

差別を解消するための支援措置として、 障害者差別解消法は、①国・地方公共団体による相談及び紛争の防止等のための体制の整備、②国・地方公共団体による必要な 啓発活動、③国による情報の収集、整理及び 提供、④国・地方公共団体による障害者差別 解消支援地域協議会の設置を定めています。

### 4 改正法の内容

改正法では、差別を解消するための措置のうち、「合理的配慮の提供」について、事業者に対して法的義務を課すこととされました。なお、東京都においては、東京都障害者差別解消条例により、都内で事業を行う者に対して、すでに合理的配慮提供義務が活め、義務として課されていますので、実質的に変更はないことになります。



また、改正法では、差別を解消するための支援措置の強化として、①相談及び紛争の防止等のための体制の整備について、差別に対応する人がを育成し、支別に対応する人がを育成し、対方のはこれを確保するための措置をとる責務があることが明確にされました。また、③情報の収集、整理及び提供について、地方の指数のための取組に関する情報の収集・整理・提供を行う努力義務が課されました。

### 5 障害者差別解消条例について

障害者差別解消法の制定を受け、障害者差別解消法の制定を受け、障害者差別解消条例の制定を行い、障害者差別の解消に向けた取り組みを進めている自治体がありました(なお、障害者差別解消法の制定前から障害者差別解消条例を制定している自治体もありました。)。



内閣府が公表している「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果(令和2年3月)」によれば、平成31年4月1日 時点で、104の自治体で障害者差別解消条例が制定されていました。平成30年4月1日 時点では74の自治体で障害者差別解消条例が制定されていました。平成30年4月1日 時点では74の自治体で障害者差別解消条例が制定されていましたので、条例を制定している自治体がどんどん増えていることが分かります。

東京都では、都が障害者差別解消条例を定めているほか、青梅市、小金井市、立川市、参摩市、八王子市、白野市などの自治体も障害者差別解消条例を制定しています。

東京都を含め、障害者差別解消条例を制定している自治体では、障害者差別に関する もでは、障害者差別に関する をきないないないでは、障害者差別に関する をきないないないないでは、対象をきないには、 相談体制が整備されており、紛争解決のため に助言やあっせんの申立てをすることができる る体制がとられています。

障害者差別解消法の改正を受けて、各自治体で、障害者差別の解消に向けた取り組みが ならに進むことを望みます。

### 6 最後に

障害者差別に関してお困りごとがある方は、お近くの相談窓口のほか、弁護士会でも 障害者差別に関するご相談を受けることができますので、ぜひ、ご相談いただければと存します。

# 生活保護について考えてみよう

まっきょうさんべんごしかいた。まし、ぎひんこんもんだいたいさく 東京三弁護士会多摩支部貧困問題対策プロジェクトチーム 弁護士 **伊藤 克之** 

### 1 はじめに

生がから、生活保護という制度について、身近なものとして考える機会を持つ人は、そう多くないと思います。

しかし、養い人生を送っていると、いろいろなことが起こります。例えば、大けがや病気になって仕事を失い、症状がよくならないまま蓄えも尽きてしまったというような場合や、けがや病気が治っても再就職の自途が立たない場合などが起こりえます。

当力だけではどうしても生活できなくなることが、誰にでも起こる可能性があるのです。そんなときに、生活保護は、無差別平等に(誰でも、差別なく)、憲法25条に保障された健康で文化的な最低限度の生活を送ることができるための最後のセーフティネットとして、存在しています。

この生活保護制度は、全ての社会保障制度の基盤であり、私たちの暮らしに関する諸制度に深く関係しています。ですから、私たちが安心して生活を続けていくためには、生活保護制度がしっかりと充実していることが必要不可欠なのです。



### 2 高齢期と生活保護問題

今、ワーキングプア問題が社会的な問題となっています。一生懸命働いても、年収200またが、かの収入しか得られない労働者がたくさんいます。ワーキングプアの人たちは、多くが非正規社員なので、年齢とともに収入が増えていくということもなく、ずっと同じ給料のままである場合が多いのです。また、その地位も不安定であるため、職を失いやすい立場にあります。

このため、ワーキングプアの人たちの多くは、蓄えもほとんどできないまま、老齢期を迎えることになります。他方で、国民年金の最低支給額は、生活保護基準を下回っています。その結果、年金だけでは生活をすることができず、生活保護を利用する高齢者が増えていくことになります。

現に、65歳以上の生活保護利用者は、空 成元年には30万人弱だったのが、空成27年 には96万人を超えるまでに増加しています。

人はみないずれ高齢期を迎えます。 仮に 現役年齢時代に老後の蓄えができなかった人 も、全て安心して老後が迎えられるためには、 生活保護制度がしっかりと確保されていることが必要不可欠です。

この点でも、生活保護制度の維持・充実は、 多くの市民の生活に直結する制度であるといえます。

# 3 多くの制度に関連している生活保護制度

そして、生活保護制度は、私たち市民の 生活に広く影響を与えていることを、例を挙 げてお話したいと思います。

### 1 給料と生活保護基準

をしています。 をいていまなきないとことであるように決められなければならないとされています(最低賃金額は、フルタイムで働いた場合に、生活保護を変した。 をがくこう)。実際、最低賃金額は、フルタイムで働いた場合に、生活保護基準を上回るを終めるように定られています。



ということは、生活保護基準が切り下げられると、最低賃金額も引き下げられてしまうことになります。

また、最低資金は、働く人々の給料の額の基盤として下支えしています。ですので、最低資金額が切り下げられると、労働者全体の給料にマイナスの影響が生じてしまうおそれがあるのです。

このように、生活保護基準の問題は、実は、労働者やその給料で生活している家族ーつまり市民の大多数ーに関係するとても重要な問題なのです。

### ② 自治体の諸施策と生活保護

市町村は、一定の所得に満たない人たちに、いくつかの減免制度や給付制度を設けています。国民健康保険料の減免制度や介護保険の保険料・利用料の減額制度、対学援助費の給付制度などなどです。

そして、これらの減免制度や給付制度を利用できるかどうかの基準は、生活保護基準をベースに定められています。首治体や制度によって異なるのですが、例えば、収入が生活保護基準の何倍以下であるとか、あるいは生活保護基準と同額であるとか、そのような基準が設定されている場合もあります。

ですから、生活保護基準が上がれば、それだけ制度の対象となる人は増えますし、 逆に生活保護基準が下がってしまうと、それまで受けられていた減免や給付が受けられなくなってしまう人が出てきます。

 りを持っているのです。

### 4 生活保護の切り下げは市民 みんなの問題

このように、生活保護制度が充実した水準にあるかどうかは、私たち市民全体の生活に関わる極めて重要な問題です。

しかし、既に空成25年から3回にわたり、 生活保護基準が大幅に切り下げられてしまいました。切り下げの割合は、空均6%、最大で10%にも及ぶ、前代未聞の切り下げでした。

このような切り下げにより、生活保護で生活されている方々が大きな打撃を受けることは言うまでもありません。また、生活保護基準は様々な社会保障の基盤で、多くの制度に関連しています。このため、生活保護基準

の引き下げは、生活保護を利用していない多くの市民に対しても大きな影響を与えます。

生活保護制度は、市民全体の問題です。 当分には関係ないと思っている方も、今一度 立ち正まって生活保護基準の切り下げの問題 も含め、ご自身の問題として考えてみていた だけると幸いです。



### 生活保護法律相談

TEL 042-642-5000

午前9時30分~12時

**〒後1時~4時** 

### 律相談センターのど案内

法律相談の電話予約 受付時間(祭日を除く) )八王子·立川法律相談センター/月~ 土曜日:午前9時30分~午後4時30分

∫水·金·土曜日:午後1時~6時 ● 町 田 法 律 相 談 センター 〔火 ・木 曜 日:午後3時~8時

インターネットからも法律相談の予約を受け付けております。 東京三弁護士会多摩支部 〇 検索

### 立川法律相談センター

〒190-0012 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階

042-548-7790

法律相談日 ※祭日を除く

月曜~土曜日 午前10時~12時午後1時~3時30分 専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい。 労働問題相談



- ※JR立川駅北口から徒歩7分 ※多摩モノレール立川北駅から徒歩5分 ※駐車場がありませんので車でのお越しは ご遠慮下さい。
- ■法律相談料金 30分以内 5.500m(稅込)

### \王子法律相談センター

〒192-0046 東京都八王子市明神町4-2-10 京王八王子駅前ビル8階

042-645-4540

法律相談日 ※祭日を除く

月・火・木・土曜日:午前10時~12時 月曜~土曜日:午後1時~3時30分

夜間相談:水曜と金曜日の午後4時30分~7時



※京王八王子駅西口から徒歩1分 ※JR八王子駅北口から徒歩7分 ※駐車場がありませんので車でのお越しは ご遠慮下さい。

### *、*ジット・サラ 法律相談は 舞舞 孝斗

★高い利子で払い過ぎていませんか? お気軽にご相談下さい。

### 町田法律相談センター

〒194-0022 東京都町田市森野1-13-3 竹内ビル6階

042-732-3904

法律相談日 ※祭日を除く

水・金・土曜日:午後3時~6時 火・木曜日:午後5時~8時

夜間相談:火曜と木曜日の午後8時まで



※JR町田駅北口から徒歩4分 ※小田急線町田駅西口から徒歩2分 ※駐車場がありませんので車でのお越しは ご遠慮下さい。

### 弁護士会町田法律相談センターで、 法テラスの法律相談が受けられます。

※収入が一定額以下の方は、法テラスの無料 相談をご利用頂ける場合があります。ご予 約の際、ご希望の時間帯が無料相談に対応 しているか、あらかじめご確認ください。

予約電話番号 042-851-8172

※延長15分につき2,750円(税込)

■電話ガイド 1件10分程度で一般的な問題 月曜日~金曜日(祭日を除く) について無料でご案内します。 午前10時~12時

TEL 042-548-7175

### 澗 澱 畿

土地建物の借地・借家 ■刑事事件など ■相続・遺言 ■離婚問題

■労働問題法律相談 <u>労働者側は初回面接無料</u>

〈労働者側〉毎週土曜日(祭日を除く) 午前10時~12時 〈使用者側〉毎週木曜日(祭日を除く) 午後1時~3時30分

TEL 042-548-7790(立川法律相談センター)

■生活保護法律相談

受付:月曜日~金曜日(祭日を除く) 午前9時30分~12時、午後1時~4時

TEL 042-642-5000

※同じ問題について、3回までは無料で相談を受けられます。

■ 弁護士子どもの悩みごと相談(初回は電話相談です。) 受付:毎週水曜日(祭日を除く)午後2時~7時 TEL 042-548-0120

※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

- ■高齢者・障害者専門法律相談
- ■ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談 初回面接無料
- ■外国人法律相談
- ■消費者問題法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。 受付:月曜日~金曜日(祭日を除く) 午前9時30分~12時、午後1時~4時30分

TEL 042-548-1190

■ 犯罪被害者支援相談(初回は電話相談です。)

受付:毎週火曜日(祭日を除く) 午後1時~4時

TEL 042-548-3870

※電話相談のあと、必要に応じて無料(原則、法テラスの援助を 利用)で面接相談を行います。